人事異動

内閣

○財務大臣臨時代理
　国務大臣　前原　誠司
財務大臣城島正光（城島光力）海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣に指定する（十一月二十四日）
○財務大臣臨時代理解職
　国務大臣　前原　誠司
財務大臣城島正光（城島光力）帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（十一月二十五日）
　木寺　昌人　小寺　次郎
特命全権大使に任命する（各通）（十一月二十六日）

会計検査院

　検査官　山浦　久司
会計検査院長重松博之平成二十四年十一月二十四日定年により退官のため、会計検査院法施行規則第八条の規定に基づき、会計検査院長の職務を代行する。（十一月二十五日）

最高裁判所

　前橋地方裁判所判事　三好　幹夫
東京高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
　東京高等裁判所判事　小泉　博嗣
裁判所職員総合研修所教官に充てるノスを解く
前橋地方裁判所判事に補する
前橋地方裁判所長を命ずる
　簡易裁判所判事　小泉　博嗣
前橋簡易裁判所判事に補する
前橋簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
　大阪地方裁判所判事　小久保孝雄
東京高等裁判所判事に補する
裁判所職員総合研修所教官に充てる
裁判所職員総合研修所長に補する
　簡易裁判所判事　小野　憲一
大阪簡易裁判所判事に補する
大阪簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
　大阪高等裁判所判事　森木田邦裕
大阪地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する（以上十一月十八日）
　名古屋高等裁判所判事・名古屋簡易裁判所判事　久保　豊
名古屋家庭裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
名古屋地方裁判所判事・名古屋簡易裁判所判事　新井紅亜礼
名古屋高等裁判所判事に補する
　東京地方裁判所判事補・東京簡易裁判所判事　伊藤　大介
名古屋地方裁判所判事補に補する
名古屋簡易裁判所判事に補する（以上十一月二十日）
○定年退官
　判事若原正樹（十一月十七日限り定年退官）

皇室事項

行幸啓

　天皇皇后両陛下は、十一月二十六日午前十時二十八分御出門、第二十八回国際生物学賞授賞式に御臨席のため、日本学士院公館（台東区）へ行幸啓、午後零時三十二分還幸啓となった。

御祝電及び御答電

　天皇陛下の即位の礼が行われた日を記念し、十一月十三日ヨルダン国国王陛下から御祝電を寄せられ、これに対し同月十五日御答電を発せられた。
　天皇陛下の即位の礼が行われた日を記念し、十一月十五日ブータン国国王陛下から御祝電を寄せられ、これに対し同月二十六日御答電を発せられた。
　天皇陛下の即位の礼が行われた日を記念し、十一月十六日モロッコ国国王陛下から御祝電を寄せられ、これに対し同月二十六日御答電を発せられた。

御答信

　天皇陛下から八月二十四日モルドバ国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、十一月七日御答信があった。
　天皇陛下から八月二十三日ウクライナ国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、十一月十二日御答信があった。

官庁報告

官庁事項

文部科学省防災業務計画の修正要旨の公表について

　災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第1項の規定に基づき、文部科学省防災業務計画を修正したので、同条第2項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。
　平成24年11月28日
　　文部科学大臣　田中眞紀子
　文部科学省防災業務計画の修正要旨
一　修正の目的
　防災基本計画の修正等に伴い、文部科学省防災業務計画を修正した。
二　修正年月日
　平成24年11月20日
三　修正の要旨
　防災基本計画の修正等に伴い、以下の修正をした。
(1)　防災基本計画の修正等を踏まえ、文部科学省防災業務計画に「津波災害対策」を加える等の修正をした。
(2)　原子力規制庁の設置等に伴い、文部科学省防災業務計画の「原子力災害対策」の所掌事務を見直し修正した。

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

　福島労働局最低賃金公示第2号
　最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、福島県自動車小売業最低賃金（平成20年福島労働局最低賃金公示第4号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
　平成24年11月28日
　　福島労働局長　河合　智則
　第4号中「1時間754円」を「1時間761円」に改める。

　茨城労働局最低賃金公示第5号
　最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年茨城労働局最低賃金公示第4号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
　平成24年11月28日
　　茨城労働局長　中村　俊一
　第4号中「1時間783円」を「1時間789円」に改める。
　　附　則
　この決定は、平成24年12月31日から効力を生ずる。

　栃木労働局最低賃金公示第4号
　最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、栃木県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年栃木労働局最低賃金公示第3号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
　平成24年11月28日
　　栃木労働局長　藤井　敏行
　第4号中「1時間793円」を「1時間799円」に改める。
　　附　則
　この決定は、平成24年12月31日から効力を生ずる。

　群馬労働局最低賃金公示第2号
　最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年群馬労働局最低賃金公示第4号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
　平成24年11月28日
　　群馬労働局長　小玉　剛
　第4号中「1時間786円」を「1時間792円」に改める。

　群馬労働局最低賃金公示第3号
　最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年群馬労働局最低賃金公示第5号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
　平成24年11月28日
　　群馬労働局長　小玉　剛
　第4号中「1時間788円」を「1時間794円」に改める。